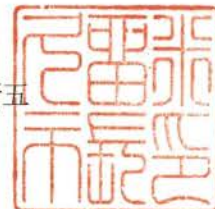


久留米市斎場残骨灰処理等業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和7年9月19日

久留米市長 原口 新五



1 入札に付する事項

- (1) 業務名：久留米市斎場残骨灰処理等業務
- (2) 履行場所：久留米市高良内町4030番地1
- (3) 業務内容：別紙1「久留米市斎場残骨灰処理等業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結の翌日から令和8年2月20日まで
ただし久留米市斎場からの残骨灰の搬出期限は令和7年12月19日までとする
- (5) 予定価格及び入札書比較価格
 - ①残骨灰処理費予定価格（入札書比較価格）：2,471,700 円（2,247,000 円）
 - ②有価物収入予定価格（入札書比較価格）：39,770,500 円（36,155,000 円）
- (6) 最低制限価格
 - ①残骨灰処理費最低制限価格（入札書比較価格）：1,853,000 円（1,685,000 円）
- (7) 支払条件等
 - ①処理費用は、処理業務完了後一括払
 - ②有価物収入は、久留米市による業務完了確認後、令和8年2月20日までに納入すること

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札参加資格確認申請書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）でないこと、又は役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。）が暴力団員等でないこと。
- (8) 別紙2「久留米市斎場残骨灰処理等業務委託入札参加資格」を満たしていること。

3 契約条項を示す場所

1 1 事務局

4 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、以下の(1)に掲げる提出書類を持参又は郵送(一般書留又は簡易書留に限る。)にて提出すること。

ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、イ～エの書類は提出しなくてよいものとする。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書(様式第1号)

イ 役員等調書及び照会承諾書(様式第2号)

ウ 登記事項全部証明書(個人の場合、身分証明書)

エ 次に掲げる、入札参加者の所在区分及び法人・個人別の納税等証明書

※ウ・エについて次のとおりとする。

①締切日から遡って3か月以内(令和7年7月7日以降)に発行されたものに限る。

②コピー提出可。ただし落札業者については後日原本を提出するものとする。

所在区分		税区分		納税等証明書	
			税目	法人	個人
	市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明(納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明(納税証明書その3の2)
	市外 (県内)	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
	市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
		久留米国保	国民健康保険	—	明

オ 上記のほか、別紙3「久留米市斎場残骨灰処理等業務入札参加資格審査書類一覧」に掲げる書類等

(2) 提出期限

令和7年10月7日(火)17時00分必着

(3) 提出先(宛先)

1 1 事務局

(4) 入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を次により通知する。

① 通知方法: 郵送及びファックス

② 通知時期: 令和7年10月31日(金)発送予定

5 入札方法

入札参加資格確認通知で入札参加資格が有るとされた者のみ、以下のとおり郵送により入札に参加すること。(入札参加資格なしとされた者及び期限までに4(1)の提出書類を提出しなかった者は、入札に参加できない。)

(1) 提出書類

ア 入札書(様式第3号)

イ 入札金額内訳明細書（様式第4号）

ウ 有価物想定含有量表（様式第5号）

(2) 提出期限

令和7年11月14日（金）17時00分必着

(3) 提出先（宛先）

11事務局

(4) 郵送方法

- ① 封筒表面に、「入札書在中」と朱書きして、業務名及び宛先を記入し、裏面に、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ② 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

(5) 入札に関する注意事項

- ア 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。
- イ 久留米市に到着した入札書は書き換え、引き換え、引き取り、又は撤回をすることはできない。
- ウ 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。
- エ 入札回数は、1回とする。

6 開札

(1) 日時：令和7年11月18日（火）10時

(2) 場所：久留米市環境部斎場事務室（久留米市高良内町4030番地1）

(3) 立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは入札関係事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札者の決定方法

1トン当たりの残骨灰処理に掛かる経費に予定総処理量（18トン）を乗じた額から処理過程において発生する有価物の対象処理量1トン当たりの有価物収入見込額に予定有価物対象処理量（14.4トン）を乗じた額を差し引いた額をもって入札するものとし、久留米市にとって最も有利な価格を入札した者を落札者と決定する。

落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

開札後、落札者に通知するとともに、市ホームページで公表する。

(6) 入札辞退

入札参加資格確認申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに書面にて届出なければならない。

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する残骨灰処理費用と有価物収入の内どちらか大きい金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、減免する。

入札保証金の減免及び納付方法については、入札参加資格確認通知において通知する。

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約までに、落札価格に係る残骨灰処理費用と有価物収入の内どちらか大きい金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき

イ 入札金額内訳明細書に記載された残骨灰処理費金額が予定価格を超えると、最低制限価格に満たないとき又は有価物収入額が予定価格に満たないとき

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき

エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき

オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき

カ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき

キ 入札書に入札者の記名押印がないもの

ク 入札金額内訳明細書及び有価物想定含有量表が封入されていないとき

ケ 白紙又はそれと同等の場合

コ 入札書記載の額と入札金額内訳明細書記載の額が一致しないとき

サ その他法令又は入札に関する条件に違反したとき

9 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

① 受付期間：公告日から 令和7年9月26日（金）12:00まで

② 問合せ先：11事務局

③ 質問の提出方法：

FAX又はEメールにより提出し、電話にて着信を確認すること。電話での質問は受け付けない。

④ 質問に対する回答：

令和7年10月1日（水）までにEメールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、落札日の翌日から起算して6日以内(期間満了日が久留米市の休日を定める条例（平成元年久留米市条例第35号）第1条第1項に定める市の休日に当たるときは、当該休日の翌日までに市が示す契約書により契約締結の手続をすること。

10 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

(4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

(5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難で

あると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

1.1 問い合わせ先（事務局）

久留米市環境部斎場

住所：〒839-0852

久留米市高良内町4030番地1

電話：0942-21-4433

FAX：0942-21-4435

Eメール：saijou@city.kurume.lg.jp

